

小児慢性特定疾病に係る新たな医療費助成の制度

別添1

- 自己負担の割合：現行の3割（就学前児童は2割）⇒2割
- 小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額：
 - ・症状が変動し入退院を繰り返す等の小児慢性特定疾病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
 - ・受診した複数の医療機関等（※）の自己負担をすべて合算した上で負担上限月額を適用。

※薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

- 入院時の標準的な食事療養に係る負担：
 - 1/2を自己負担、残りの1/2を公費負担
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：
 - 世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。
- 既認定患者：経過措置（3年間）を設ける。

☆新たな医療費助成における小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)					
			原則			既認定者【経過措置3年】		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者	一般	現行の 重症患者	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0 (令第22条第1項第7イ)			0 (令附則第3条(令第22条第1項第7イ))		
II	市町村民税 非課税 (世帯)	低所得 I (~80万円)	1,250 (令第22条第1項第5号)			2,500 (令附則第3条 (令第22条第1項 第5号))	500 (令附則第3条 (令第22条第1項 第6号))	
III		低所得 II (80万円超~)	2,500 (令第22条第1項第4号イ)					
IV	一般所得 I :市町村民税課税以上 約7.1万円未満 (約200万円 ~約430万円)		5,000 (令第22条第1項 第3号)	2,500 (令第22条第1 項第4号ロ)	500 (令22条第1項 第6号)	2,500 (令附則第3条 (令第22条第1項 第3号))	2,500 (令附則第3条 (令第22条第1項 第4号ロ))	
V	一般所得 II :市町村民税約7.1万円以上 約25.1万円未満 (約430万円~約850万円)		10,000 (令第22条第1項 第二号イ)	5,000 (令第22条第1項 第3号)		5,000 (令附則第3条 (令第22条第1項 二イ))		
VI	上位所得:市町村民税約25.1万円以上 (約850万円~)		15,000 (令第22条第1項 第1号)	10,000 (令第22条第1項 第2号ロ)		10,000 (令附則第3条 (令第22条第1項 第1号))		2,500 (令附則第3条 (令第22条第1項 第2号ロ))
入院時の食費			1/2自己負担			自己負担なし		

※重症:①高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、
②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。